

職場復帰支援についてよくいただくご質問への回答

Q 1 : 休職期間が残りわずかになっているのですがリワーク支援を利用できますか？

— 支援を行う期間は個別に設定していきませんが、適切な形でリワーク支援を行うためには休職期間がおおむね半年程度残っていることが望まれます。休職期間が残り少なくなっている場合には、職場復帰までの課題の整理に留まってしまう場合や、限定的にリワーク支援プログラムに参加いただいたりすることもあります。

Q 2 : 退職してしまっているのですが再就職のためにリワーク支援を利用できますか？

— リワーク支援は休職中の方に対するプログラムです。離職された方は就職のための支援プログラム（職業準備支援等）を活用しながら支援しています。

Q 3 : 休職中の公務員ですがリワーク支援を利用できますか？

— リワーク支援は雇用保険適用事業所の社員のみを対象とするプログラムのため、公務員はご利用いただけません。

Q 4 : 休職中の社員の職場復帰にあたってリワーク支援を利用させたいのですが、企業から利用申し込みをすることはできますか？

— リワーク支援の開始は休職者ご本人、企業、主治医の3者の合意が必要ですが、申し込みは3者のいずれからでも受け付けています。

Q 5 : 主治医は職場復帰可能という診断書を作成しているのですが企業としてはそのような状況に思えません。リワーク支援を利用して職場復帰の可能性を確認してほしいのですが利用できますか？

— リワーク支援は職場復帰の可否を判断するためのサービスではありません。職場復帰可能かどうかはご本人の回復状況だけでなく、企業の受け入れ態勢や受け入れに当たっての制度・条件整備、業務内容等企業側の要因も大きいいため、職場復帰の可否の判断は企業側で行っていただく必要があります。

Q 6 : 費用はかかりますか？

— 費用は無料です。交通費や食事代は自己負担となります。

Q 7 : リワークコーディネートではどのようなことを行うのでしょうか？

— ご本人に対しては生活のリズムや体調の波の把握、職場復帰に向けた課題の整理、リワーク支援プログラム体験実施等を、企業に対しては職場復帰時の受け入れ態

勢や考え方の確認のほか、リワーク支援期間中の支援内容の説明等を、また、主治医に対しては治療状況の確認等を行って、円滑に三者合意が行われるようにします。これらの対応についてはご本人や企業と日程調整しながら、無理のないスケジュールで進めていきます。

Q 8 : 一度リワーク支援利用を利用した人が職場復帰後再発した場合などに再度利用することが出来ますか？

—必要に応じて再支援を実施します。再利用にあたっては、あらためて三者合意が必要です。

Q 9 : 疾患名はうつ病ではないのですが、リワーク支援を受講できますか？

—うつ病等の精神疾患を有している方を対象とした支援を実施しており、支援を受けることが有効であると判断される場合には、ご本人の状況に合わせたプログラム内容を利用いただいています。

◆お問い合わせ◆

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部

奈良障害者職業センター

〒630-8014

奈良市四条大路 4 丁目 2-4

TEL : 0742-34-5335